

但し入院ノ場合ハ付添人請付ノコト

日給七分支給スルコト

三 臨時休業

(四) 欠賃ノ場合ハ欠賃者ノ給料ノ全額ヲ分配スルコト

(イ) 一週間以内給料全額ヲ支給スルコト

(ロ) 一週間以上給料全額ノ七分ヲ支給スルコト

(ハ) 公休出勤ノ場合ハ給料二分ヲ支給スルコト

四 時間ノ件

八時間制度ヲ定時トシ残業ノ場合一時間ニ対シ二分ヲ支給スルコト

五 定期昇給ノ件

(一) 年二回 一月及八月

但し最底七割ノコト

(ロ) 半期賞與支給スルコト

但し最底拾五円

六、此件ニ付犠牲者ヲ出ササルコト

(三) 第一 要求書

一 解雇手当ノ件

1. 六ヶ月以下四十日分

ロ、六ヶ月以上一年未満七十日分

ハ、一年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給ノ四日分ヲ加算スルコト

二、退職ノ場合ハ右半額ヲ支給スルコト

(以下条項ハ嘆願書ノ通り)

第二 要求書

一 解雇手当ノ件

(イ) 二ヶ月以下ハ日給廿日分

(ロ) 二ヶ月以上六ヶ月未満ハ日給四十日分

(ハ) 六ヶ月以上一年未満ハ日給七十日分

(ニ) 一年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ日給四日分ヲ増スコト

(以下条項ハ第一要求書ノ通り)